

市町村国民保護計画の変更に係る新旧対照表

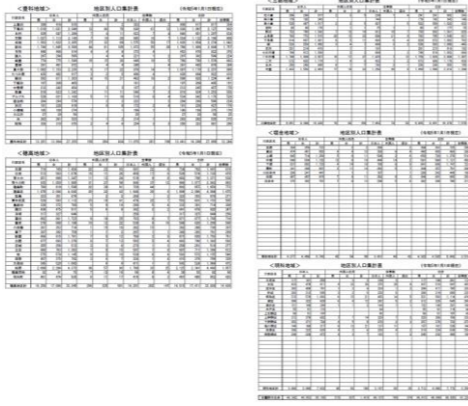
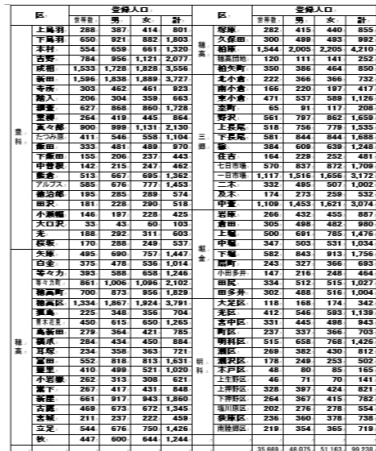
資料1

市町村名	安曇野市
国民保護計画変更希望時期	

※ 関係する資料がある場合には適宜添付してください。
 ※ 変更箇所を朱書き、下線してください。

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
1	目次P.4	目次	削除	資料編……90	別冊資料集として、本編から切り離す。
2	P2 第1編第1章	3 安曇野市国民保護計画の構成	削除	資料編 本編末尾	別冊資料集として、本編から切り離す。
3	P2 第1編第1章	4 安曇野市国民保護計画の見直し、変更手続	9条第3項の規定に基づき、安曇野市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、公表するものとする	9条第3項の規定に基づき、安曇野市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、 <u>安曇野市議会に報告し</u> 、公表するものとする	9条第3項の規定に、議会報告はないため、改正
4	P.3 第1編第2章	国民保護に関する基本方針	(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 安曇野市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、安曇野市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。	(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 安曇野市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、安曇野市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。	法令改正などを受け、変更された名称を新名称に変更する
5	P.6.7 第1編第3章	2 安曇野市及び関係機関の事務又は業務の大綱	○関係指定地方行政機関表内機関の名称 <u>北関東防衛局</u> <u>中部地方整備局</u>	○関係指定地方行政機関表内機関の名称 <u>東京防施設局</u> <u>記載なし</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
6	P.7 第1編第3章	2 安曇野市及び関係機関の事務又は業務の大綱	○関係指定地方行政機関表内機関の名称 <u>中部地方環境事務局</u> 事業又は業務の大綱 <u>1 有害物質等の発生による汚染物質の情報収集及び提供</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u>	○関係指定地方行政機関表内機関の名称 <u>記載なし</u> 事業又は業務の大綱 <u>記載なし</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由																																																																																																																																																												
7	P.7.8 第1編第3章	2 安曇野市及び 関係機関の事務 又は業務の大綱	指定公共機関及び指定地方公共機関 災害研究機関 郵便事業を営む者 一般信書便事業者の削除 事務又は業務の大綱 1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	指定公共機関及び指定地方公共機関 記載なし 日本郵政公社 一般信書便事業者 事務又は業務の大綱 記載なし	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更 に伴う変更																																																																																																																																																												
8	P.8 第1編第3章	3 関係機関の連 絡先	関係機関の連絡先については、 別冊資料集 を 参照のこと。	関係機関の連絡先については、 資料編 を参照のこ と。	資料編を別冊資料集に変更																																																																																																																																																												
9	P.10 第1編第4章	安曇野市の地理 的、社会的特徴	(2) 気候 本市の気候は・・・ 気温と降水量 (令和4年) <table border="1"> <caption>安曇野市の気温と降水量(令和4年)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温(°C)</td> <td>8.2</td> <td>10.8</td> <td>23.3</td> <td>28.7</td> <td>32.4</td> <td>37.1</td> <td>37</td> <td>26.2</td> <td>23.2</td> <td>21.2</td> <td>18.2</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>最低気温(°C)</td> <td>-13.1</td> <td>-9</td> <td>-3.9</td> <td>-3.5</td> <td>2.1</td> <td>8.1</td> <td>18.1</td> <td>19.5</td> <td>19.1</td> <td>-0.2</td> <td>-6.4</td> <td>-9.8</td> </tr> <tr> <td>平均気温(°C)</td> <td>-2</td> <td>-1</td> <td>5.6</td> <td>12</td> <td>15.7</td> <td>20.7</td> <td>24.8</td> <td>25</td> <td>21.6</td> <td>12.6</td> <td>8.1</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>降水量(mm)</td> <td>8</td> <td>25.2</td> <td>61</td> <td>118</td> <td>68.2</td> <td>111.2</td> <td>295</td> <td>89</td> <td>197.2</td> <td>61</td> <td>74</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>日照時間(h)</td> <td>158.7</td> <td>127.6</td> <td>188.5</td> <td>207</td> <td>219.2</td> <td>188.2</td> <td>170.2</td> <td>140.3</td> <td>142.6</td> <td>148.2</td> <td>137.8</td> <td>127.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【年間降水量：1,897(mm) 年間日照時間：1,881.6(h)】 最高気温：日最高気温の平均値 最低気温：日最低気温の平均値 資料：穂高地域気象観測所(長野地方気象台)</p>	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	最高気温(°C)	8.2	10.8	23.3	28.7	32.4	37.1	37	26.2	23.2	21.2	18.2	14.4	最低気温(°C)	-13.1	-9	-3.9	-3.5	2.1	8.1	18.1	19.5	19.1	-0.2	-6.4	-9.8	平均気温(°C)	-2	-1	5.6	12	15.7	20.7	24.8	25	21.6	12.6	8.1	5.5	降水量(mm)	8	25.2	61	118	68.2	111.2	295	89	197.2	61	74	15	日照時間(h)	158.7	127.6	188.5	207	219.2	188.2	170.2	140.3	142.6	148.2	137.8	127.2	(2) 気候 本市の気候は・・・ 気温と降水量 (平成18年) <table border="1"> <caption>気温と降水量(平成18年)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温(°C)</td> <td>3.3</td> <td>6.3</td> <td>16.3</td> <td>15.3</td> <td>23.6</td> <td>26.5</td> <td>27.2</td> <td>22.2</td> <td>25.3</td> <td>20.2</td> <td>15.7</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>最低気温(°C)</td> <td>-6.4</td> <td>-3.3</td> <td>-1.2</td> <td>2.9</td> <td>10.7</td> <td>15.6</td> <td>19.6</td> <td>20.9</td> <td>16.1</td> <td>10.3</td> <td>5.0</td> <td>-1.9</td> </tr> <tr> <td>平均気温(°C)</td> <td>-1.8</td> <td>1.1</td> <td>3.9</td> <td>8.9</td> <td>16.5</td> <td>20.4</td> <td>22.8</td> <td>25.8</td> <td>20.9</td> <td>14.6</td> <td>8.0</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>降水量(mm)</td> <td>38</td> <td>102</td> <td>91</td> <td>74</td> <td>75</td> <td>113</td> <td>383</td> <td>38</td> <td>152</td> <td>109</td> <td>64</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>日照時間(h)</td> <td>153.8</td> <td>123.2</td> <td>174.0</td> <td>144.5</td> <td>186.8</td> <td>196.8</td> <td>168.8</td> <td>137.4</td> <td>133.3</td> <td>135.0</td> <td>126.7</td> <td>102.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【年間降水量：1,809(mm) 年間日照時間：1,667.2(h)】 最高気温：日最高気温の平均値 最低気温：日最低気温の平均値 資料：穂高地域気象観測所(長野地方気象台)</p>	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	最高気温(°C)	3.3	6.3	16.3	15.3	23.6	26.5	27.2	22.2	25.3	20.2	15.7	7.1	最低気温(°C)	-6.4	-3.3	-1.2	2.9	10.7	15.6	19.6	20.9	16.1	10.3	5.0	-1.9	平均気温(°C)	-1.8	1.1	3.9	8.9	16.5	20.4	22.8	25.8	20.9	14.6	8.0	2.3	降水量(mm)	38	102	91	74	75	113	383	38	152	109	64	88	日照時間(h)	153.8	123.2	174.0	144.5	186.8	196.8	168.8	137.4	133.3	135.0	126.7	102.9	時点の修正(H18からR4) 図の変更
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																					
最高気温(°C)	8.2	10.8	23.3	28.7	32.4	37.1	37	26.2	23.2	21.2	18.2	14.4																																																																																																																																																					
最低気温(°C)	-13.1	-9	-3.9	-3.5	2.1	8.1	18.1	19.5	19.1	-0.2	-6.4	-9.8																																																																																																																																																					
平均気温(°C)	-2	-1	5.6	12	15.7	20.7	24.8	25	21.6	12.6	8.1	5.5																																																																																																																																																					
降水量(mm)	8	25.2	61	118	68.2	111.2	295	89	197.2	61	74	15																																																																																																																																																					
日照時間(h)	158.7	127.6	188.5	207	219.2	188.2	170.2	140.3	142.6	148.2	137.8	127.2																																																																																																																																																					
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																					
最高気温(°C)	3.3	6.3	16.3	15.3	23.6	26.5	27.2	22.2	25.3	20.2	15.7	7.1																																																																																																																																																					
最低気温(°C)	-6.4	-3.3	-1.2	2.9	10.7	15.6	19.6	20.9	16.1	10.3	5.0	-1.9																																																																																																																																																					
平均気温(°C)	-1.8	1.1	3.9	8.9	16.5	20.4	22.8	25.8	20.9	14.6	8.0	2.3																																																																																																																																																					
降水量(mm)	38	102	91	74	75	113	383	38	152	109	64	88																																																																																																																																																					
日照時間(h)	153.8	123.2	174.0	144.5	186.8	196.8	168.8	137.4	133.3	135.0	126.7	102.9																																																																																																																																																					

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
10	P.11 第1編第4章	安曇野市の地理的、社会的特徴	<p>(3) 人口 本市の人口は96,605人、世帯数は41,226世帯(令和5年1月1日現在、住民基本台帳及び外国人登録)で、減少傾向にある。また、人口密度は291人/km²、1世帯当たり人口は2.34人である。地区別男女別人口世帯(令和5年1月1日現在)</p> 	<p>(3) 人口 本市の人口は99,238人、世帯数は35,669世帯(平成18年12月31日現在、住民基本台帳及び外国人登録)で、近年は微増傾向にある。また、人口密度は299人/km²、1世帯当たり人口は2.78人である。地区別男女別人口及び世帯数(平成18年12月31日現在)</p> 	時点の修正(H18からR5)図の変更
11	P13 第1編第4章	安曇野市の地理的、社会的特徴	<p>(4) 道路 本市の道路は、幹線道路として南北に一般国道19号と一般国道147号が通っているほか、一般国道143号、403号が通過しており、主要地方道として安曇野インター堀金線など5路線と一般県道20路線がある。また、長野自動車道が松本、長野方面とを結んでいる。このほか、令和4年4月現在、市道として認定されている路線は5,939本、総延長が約1,688kmとなっている。</p>	<p>(4) 道路 本市の道路は、幹線道路として南北に一般国道19号と一般国道147号が通っているほか、一般国道143号、403号が通過しており、主要地方道として豊科インター堀金線など5路線と一般県道20路線がある。また、長野自動車道が松本、長野方面とを結んでいる。このほか、平成19年4月現在、市道として認定されている路線は5,681本、総延長が約1,684kmとなっている。</p>	時点修正。
12	P16~P17 第1編第5章	1 武力攻撃事態	<p>(5)NBC攻撃の場合の対応 NBC攻撃に対する対応については以下のとおりである。 ア 核兵器等 (ア)~(キ)略 (ク)核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退避時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>(5)NBC攻撃 特別な対処が必要となるNBC攻撃(「核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。」以下同じ。)に関し、以下のとおり、その特徴等を示している。 (ア)~(キ)略 現行なし。</p>	<p>国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正</p> <p>国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正</p>
13	P17 第1編第5章	2 緊急対処事態	緊急対処事態として、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。	安曇野市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とし、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由																		
14	P18 第2編第1章 第1	1 安曇野市の各 部課等における 平素の業務	【安曇野市の各部課等における平素の業務】～ 別冊資料集参照	【安曇野市の各部課等における平素の業務】～ 資料編参照	資料編を別冊資料集に変更																		
15	P19 第2編第1章 第1	2 安曇野市職員 の参集基準等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①危機管理参集体制</td> <td>国民保護担当参集職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②安曇野市緊急事態警戒本部体制</td> <td>原則として、安曇野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③安曇野市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	①危機管理 参 集体制	国民保護担当 参 集職員が参集	②安曇野市緊急事態警戒本部体制	原則として、安曇野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③安曇野市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①危機管理参集体制</td> <td>国民保護担当参集職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②安曇野市緊急事態警戒本部体制</td> <td>原則として、安曇野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③安曇野市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	①危機管理 参 集体制	国民保護担当 参 集職員が参集	②安曇野市緊急事態警戒本部体制	原則として、安曇野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③安曇野市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	組織改正に伴う修正。 新←旧 危機管理課←危機管理室 国民保護担当課←国民保護担当室		
体 制	参 集 基 準																						
①危機管理 参 集体制	国民保護担当 参 集職員が参集																						
②安曇野市緊急事態警戒本部体制	原則として、安曇野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																						
③安曇野市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																						
体 制	参 集 基 準																						
①危機管理 参 集体制	国民保護担当 参 集職員が参集																						
②安曇野市緊急事態警戒本部体制	原則として、安曇野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																						
③安曇野市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																						
16	P21 第2編第1章 第1	4 国民の権利利益の救済に係る 手続き等	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第4項第3項) 車両等の破損賠償に関すること。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)</td> </tr> <tr> <td>実費弁償</td> <td>医療の実施の要請等に関すること。(法第86条第1・2項)</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 医療の実施の要請等によるもの(法第86条第1・2項)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第4項第3項) 車両等の破損賠償に関すること。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	実費弁償	医療の実施の要請等に関すること。(法第86条第1・2項)	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 医療の実施の要請等によるもの(法第86条第1・2項)	不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		訴訟に関すること。(法第6条、175条)		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		訴訟に関すること。(法第6条、175条)		国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第4項第3項) 車両等の破損賠償に関すること。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)																						
実費弁償	医療の実施の要請等に関すること。(法第86条第1・2項)																						
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 医療の実施の要請等によるもの(法第86条第1・2項)																						
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)																							
訴訟に関すること。(法第6条、175条)																							
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)																						
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)																						
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)																							
訴訟に関すること。(法第6条、175条)																							
17	P24.25 第2編第1章 第3		<p>(2) 非常通信体制の確保 安曇野市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報伝達手段の確保について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の確保を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の確保(緊急伝達ネットワークシステム(以下「E-net」)、文書情報伝達システム(以下「E-DOC」)、無線・無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器結線の二重化等の障害発生時における情報収集体制の確保を図る。 無線伝達ネットワークの整備・状況の確認及び相互接続等によるネットワークの確保を図る。 被災現場の状況をヘリコプターテレビジョンシステム等により収集し、被災現場等に伝送する画像伝達無線システムを確保する。 武力攻撃災害時において効果的な利用ができるよう、国民保護施設の確保に必要な非常通信設備を定期的に点検・検査する。 夜間・休日等の場合における体制の確保するとともに、平常時から情報の収集・連絡体制の確保を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信回線断絶及び給電停止に付合へる電源供給が絶たれた場合に想定した、非常用電源を利用した関係機関との連携的通信体制の確保を図る。 通信調整を行うに当たっては、地理的状況や交通事情等を踏まえ、実施時期や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先確保との間の連携の確保等に関する調整を行うものとし、調整終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線伝達系の通信回線の確保等の対策に十分留意し、武力攻撃災害時非常用電源における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気伝達専用移動通信及び防災無線、消防無線等の業務用移動通信に活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気伝達専用業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当地域の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者等が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の確保を図る。 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報喇叭等を活用するとともに、高音響、障害防止等の他の情報の伝達に配慮を要する事及びその他適宜の手段では情報の入手が困難と考えられる場に対しては情報伝達できるような必要な補綴を行い、体制の確保を図る。 </td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報伝達手段の確保について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の確保を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の確保(緊急伝達ネットワークシステム(以下「E-net」)、文書情報伝達システム(以下「E-DOC」)、無線・無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器結線の二重化等の障害発生時における情報収集体制の確保を図る。 無線伝達ネットワークの整備・状況の確認及び相互接続等によるネットワークの確保を図る。 被災現場の状況をヘリコプターテレビジョンシステム等により収集し、被災現場等に伝送する画像伝達無線システムを確保する。 武力攻撃災害時において効果的な利用ができるよう、国民保護施設の確保に必要な非常通信設備を定期的に点検・検査する。 夜間・休日等の場合における体制の確保するとともに、平常時から情報の収集・連絡体制の確保を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信回線断絶及び給電停止に付合へる電源供給が絶たれた場合に想定した、非常用電源を利用した関係機関との連携的通信体制の確保を図る。 通信調整を行うに当たっては、地理的状況や交通事情等を踏まえ、実施時期や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先確保との間の連携の確保等に関する調整を行うものとし、調整終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線伝達系の通信回線の確保等の対策に十分留意し、武力攻撃災害時非常用電源における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気伝達専用移動通信及び防災無線、消防無線等の業務用移動通信に活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気伝達専用業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当地域の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者等が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の確保を図る。 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報喇叭等を活用するとともに、高音響、障害防止等の他の情報の伝達に配慮を要する事及びその他適宜の手段では情報の入手が困難と考えられる場に対しては情報伝達できるような必要な補綴を行い、体制の確保を図る。 	<p>(2) 非常通信体制の確保 安曇野市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>記載なし</p> <p>表の記載なし</p>	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正 表の移動																	
<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報伝達手段の確保について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の確保を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の確保(緊急伝達ネットワークシステム(以下「E-net」)、文書情報伝達システム(以下「E-DOC」)、無線・無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器結線の二重化等の障害発生時における情報収集体制の確保を図る。 無線伝達ネットワークの整備・状況の確認及び相互接続等によるネットワークの確保を図る。 被災現場の状況をヘリコプターテレビジョンシステム等により収集し、被災現場等に伝送する画像伝達無線システムを確保する。 武力攻撃災害時において効果的な利用ができるよう、国民保護施設の確保に必要な非常通信設備を定期的に点検・検査する。 夜間・休日等の場合における体制の確保するとともに、平常時から情報の収集・連絡体制の確保を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信回線断絶及び給電停止に付合へる電源供給が絶たれた場合に想定した、非常用電源を利用した関係機関との連携的通信体制の確保を図る。 通信調整を行うに当たっては、地理的状況や交通事情等を踏まえ、実施時期や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先確保との間の連携の確保等に関する調整を行うものとし、調整終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線伝達系の通信回線の確保等の対策に十分留意し、武力攻撃災害時非常用電源における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気伝達専用移動通信及び防災無線、消防無線等の業務用移動通信に活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気伝達専用業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当地域の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者等が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の確保を図る。 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報喇叭等を活用するとともに、高音響、障害防止等の他の情報の伝達に配慮を要する事及びその他適宜の手段では情報の入手が困難と考えられる場に対しては情報伝達できるような必要な補綴を行い、体制の確保を図る。 																							

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
18	P26 第2編第1章 第4	1 基本的考え方	<p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</p> <p>削除</p>	<p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</p> <p>また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> <p>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・体制の構築を図る。</p> <p>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備。(有線・無線系、地上系・IP等による伝送路の多ルート化等)、関連機器設置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>・被災現場の状況をヘリコプターテレビジョンシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送専用システムの構築に努める。</p> <p>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期点検する。</p> <p>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平常から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻射時及び遠絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p> <p>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設けた上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練後に評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。</p> <p>・無線通信式の通信輻射時の周波数等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業者用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>・担当職員が役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者等が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報者網等を活用するとともに、高齢者、障害者その他の情報の伝達に際し、視覚障害者及びその他障害のある者には情報の入手が困難と考えられる者に対し、情報を伝達できるような必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p> </div>	<p>国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正 法令改正などを受け、変更された名称を新名称に変更する</p> <p>表の移動</p>
19	P26 第2編第1章第4	2 警報等の伝達に必要な準備	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備 安曇野市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者その他の情報の伝達に際し援護を要する者に対する伝達に配慮する。</p> <p>(2) 防災行政無線の整備 安曇野市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、同報系その他の防災行政無線の整備を図るとともに、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。</p> <p>(3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備 安曇野市は対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。</p> <p>(4) 県警察との連携 以下略</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備 安曇野市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p>(2) 防災行政無線の整備 安曇野市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図るとともに、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。</p> <p>現行なし。</p> <p>(3) 県警察との連携 以下略</p>	<p>法令改正などを受け、変更された名称を新名称に変更する</p> <p>国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正</p>

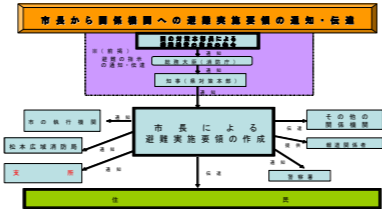
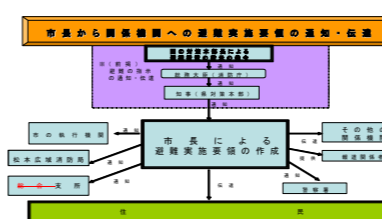
一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
22	P30 第2編第1章第5	2 訓練	(1) 安曇野市における訓練の実施 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、消防、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	(1) 安曇野市における訓練の実施 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、消防、自衛隊等との連携を図る。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
23	P30 第2編第1章第5	2 訓練	(3) 訓練に当たっての留意事項 イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。	(3) 訓練に当たっての留意事項 イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。	法令改正などを受け、変更された名称を新名称に変更する
24	P31 第2編第2章	1 避難に関する基本的事項	(1) 基礎的資料の収集 【安曇野市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ○ 住宅地図 （※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ） ○ 道路網のリスト （※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト） ○ 輸送力のリスト （※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ） （※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ） ○ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト） ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト （※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト） ○ 生活関連施設等のリスト （※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの） ○ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 （※ 特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。） ○ 自治会・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧 （※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等） ○ 消防機関のリスト （※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先） （※ 消防機関の装備資機材のリスト） ○ 避難行動要支援者名簿	(1) 基礎的資料の収集 【安曇野市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ○ 住宅地図 （※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ） ○ 道路網のリスト （※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト） ○ 輸送力のリスト （※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ） （※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ） ○ 避難施設等のリスト（データベース策定後は、当該データベース） （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト） ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト （※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト） ○ 生活関連施設等のリスト （※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの） ○ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 （※ 特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。） ○ 自治会・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧 （※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等） ○ 消防機関のリスト （※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先） （※ 消防機関の装備資機材のリスト） ○ 災害時要援護者の避難支援者名簿	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
25	P32 第2編第2章	1 避難に関する 基本的事項	(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮 安曇野市では、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な方々について避難行動要支援者としている。避難の際は、社会福祉協議会、民生委員等と協力し、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行えるよう、避難行動要支援者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 安曇野市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、社会福祉協議会、民生委員等と協力し、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行えるよう、災害時要援護者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	法令改正などを受け、変更された名称を新名称に変更する 国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
26	P33-34 第2編第2章	5 避難施設の指 定への協力	(1) 安曇野市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。 安曇野市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。 (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅牢な建築物や地下街、地下駅等の地下施設を指定するよう配慮する。 (3) 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。 (4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。 (5) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。 (6) 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。	記載なし	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
27	P34 第2編第2章	6 生活関連等施 設の把握等	生活関連等施設の把握等 安曇野市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。 また、安曇野市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」(平成27年4月21日事務連絡 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。	生活関連等施設の把握等 安曇野市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。 また、安曇野市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
28	P36 第3編第4章	1 国民保護措置に関する啓発	(1) 啓発の方法 安曇野市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。	(1) 啓発の方法 安曇野市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。	法令改正などを受け、変更された名称を新名称に変更する
29	P36 第3編第4章	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	安曇野市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。	安曇野市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
30	P39 第3編第1章	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 安曇野市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理体制を立ち上げ、又は、緊急事態警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 安曇野市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理室体制を立ち上げ、又は、緊急事態警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
31	P40 第3編第2章	1 安曇野市対策本部の設置	(1) 安曇野市対策本部の設置の手順 エ 安曇野市対策本部の開設 安曇野市対策本部担当者は、安曇野市本庁舎内に安曇野市対策本部を開設するとともに、安曇野市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。 カ 本部の代替機能の確保 安曇野市は、安曇野市対策本部が被災した場合等安曇野市対策本部を安曇野市本庁舎内に設置できない場合に備え、安曇野市対策本部を堀金支所に指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。	(1) 安曇野市対策本部の設置の手順 エ 安曇野市対策本部の開設 安曇野市対策本部担当者は、安曇野市堀金総合支所内に安曇野市対策本部を開設するとともに、安曇野市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。 カ 本部の代替機能の確保 安曇野市は、安曇野市対策本部が被災した場合等安曇野市対策本部を安曇野市堀金総合支所に設置できない場合に備え、安曇野市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。	危機管理業務が堀金支所から本庁舎へ移管。

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
32	P44 第3編第3章	1 国・県の対策本部との連携	(2) 国・県の現地対策本部との連携 安曇野市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。</u>	(2) 国・県の現地対策本部との連携 安曇野市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
33	P49 第3編第4章第1	1 警報の内容の伝達等	第1 警報の伝達等 	第1 警報の伝達等 	組織改正に伴う修正。 総合支所→支所
34	P49 第3編第4章第1	2 警報の内容の伝達方法	(1) 警報の内容は、 <u>緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALE RT)等を活用し、安曇野市に伝達される。</u> <u>市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u>	(1) 警報の内容の伝達方法については、 <u>当面の間は、現在安曇野市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u>	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
35	P50 第3編第4章第1	2 警報の内容の伝達方法	イ「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に安曇野市が含まれない場合 (ア)略 (イ)略 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。 <u>※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知する。</u>	イ「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に安曇野市が含まれない場合 (ア)略 (イ)略 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。 <u>【全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合の対応】</u> <u>弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム(J-ALE RT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</u>	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
36	P50 第3編第4章第1	2 警報の内容の 伝達方法	(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や 避難行動要支援者 等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、 避難行動要支援者 について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、 避難行動要支援者 に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や 災害時要援護者 等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、 災害時要援護者 について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、 災害時要援護者 に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
37	P51 第3編第4章第2	1 避難の指示の 通知・伝達	イ 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達・通知に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。	イ 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達・通知に準じて、その内容を、住民等に対して迅速・ 通知 に伝達する。	誤字の修正
38	P51 第3編第4章第2	1 避難の指示の 通知・伝達	1 避難の指示の通知・伝達 	1 避難の指示の通知・伝達 	組織改正に伴う修正。 総合支所→支所
39	P53 第3編第4章第2	2 避難実施要領 の策定	ウ 一時集合場所及び集合方法 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。 (例) 集合に当たっては、原則として徒歩により行う。 避難行動要支援者 については自動車等の使用を可とする。	ウ 一時集合場所及び集合方法 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。 (例) 集合に当たっては、原則として徒歩により行う。 高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者 については自動車等の使用を可とする。	法令改正などを受け、変更された名称を新名称に変更する 国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
40	P53 第3編第4章第2	2 避難実施要領 の策定	オ 集合に当たっての留意事項 集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、 避難行動要支援者 への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。 (例) 集合に当たっては、 避難行動要支援者 の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。	オ 集合に当たっての留意事項 集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、 災害時要援護者 への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。 (例) 集合に当たっては、 高齢者、障害者等要避難援護者 の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。	法令改正を受け、変更された名称を新名称に変更する 国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
41	P53-54 第3編第4章第2	2 避難実施要領 の策定	ク 高齢者、障 が い者その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、障 が い者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 (例) 誘導に際しては、高齢者、障 が い者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。	ク 高齢者、障 害 者その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、障 害 者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 (例) 誘導に際しては、高齢者、障 害 者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。	法令改正を受け、変更された名称を新名称に変更する 国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
42	P56 第3編第4章第2	2 避難実施要領 の策定	【安曇野市が作成する避難実施要領の参考例】 2避難住民の誘導 (3)高齢者、障 が い者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、障 が い者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。	【安曇野市が作成する避難実施要領の参考例】 2 避難住民の誘導 (3)高齢者、障 害 者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、障 害 者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。	法令改正を受け、変更された名称を新名称に変更する 国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
43	P57 第3編第4章第2	2 避難実施要領 の策定	カ 避難行動要支援者 の避難方法の決定(避難支援プラン、 避難行動要支援者 支援班の設置)	カ 要援護者 の避難方法の決定(避難支援プラン、 災害時要援護者 支援班の設置)	法令改正を受け、変更された名称を新名称に変更する 国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
44	P58 第3編第4章第2	2避難実施要領 策定	(4) 避難実施要領の内容の伝達等 	(4) 避難実施要領の内容の伝達等 	組織改正に伴う修正。 総合支所→支所

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
45	P59 第3編第4章 第2	3 避難住民の誘導	(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な 避難行動要支援者 の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 避難行動要支援者 に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な 災害時要援護者 の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 災害時要援護者 避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
46	P60 第3編第4章 第2	3 避難住民の誘導	(7) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応 市長は、高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者等の避難を万全に行うため、 避難行動要支援者 支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、 避難行動要支援者 への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする(また、「 避難行動要支援者名簿 」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。) (略) (8) 大規模集客施設等における避難 <u>安曇野市は、大規模集客施設や旅客運送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u> (9) 残留者等への対応 以下略	(7) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応 市長は、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者等の避難を万全に行うため、 災害時要援護者 支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、 災害時要援護者 への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする(また、「 避難支援プラン 」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。) (略) 現行なし (8) 残留者等への対応 以下略	法令改正などを受け、変更された名称を新名称に変更する 国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
47	P62 第3編第4章 第2	4 事態別の避難 に関する留意点	イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令 ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。	(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令 ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
48	P63 第3編第4章 第2	4 事態別の避難 に関する留意点	着上陸侵攻の場合 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。	着上陸侵攻の場合 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
49	P65 第3編第5章	3 救援の内容	(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
50	P66 第3編第6章		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">収集項目</p> <p>1 避難住民(貸備した住民も同様)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。) ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑧ 負傷(疾病)の該当 ⑨ 負傷または疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他情報 ⑫ 親族、同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族、同居者、知人以外への回答又は、公表の同意 <p>2 死亡した住民</p> <p>(上記①～⑦、⑩、⑭に加えて)</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ 遺体の安置されている場所 ⑰ 連絡先その他必要事項 ⑱ 親族、同居者、知人以外への回答することの同意 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">収集項目</p> <p>1 避難住民(貸備した住民も同様)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。) ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑧ 負傷(疾病)の該当 ⑨ 負傷または疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他情報 ⑫ 親族、同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族、同居者、知人以外への回答又は、公表の同意 <p>2 死亡した住民</p> <p>(上記①～⑦、⑩、⑭に加えて)</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ 遺体の安置されている場所 </div>	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
51	P66 第3編第6章	1 安否情報の収集	<p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集 安曇野市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している安曇野市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を参考に避難者名簿を作成する等により行う。</p>	<p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集 安曇野市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している安曇野市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
52	P67 第3編第6章	2 県に対する報告	<p>安曇野市は、県への報告に当たっては、原則としてシステムへの入力で行い、システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールでにより県に送付する。</p> <p>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>安曇野市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールにより県に送付する。</p> <p>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
53	P67 第3編第6章	3 安否確認の照会に対する回答	<p>イ 住民からの安否情報の照会については、原則として安曇野市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等)を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p>	<p>イ 住民からの安否情報の照会については、原則として安曇野市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等)を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p>	当該法令の改正による

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
54	P70 第3編第7章 第2	1 避難の指示	(2) 退避の指示に伴う措置等 ア 安曇野市は、退避の指示を行ったときは、安曇野市防災行政無線、広報車、 メールの配信、X(旧ツイッター)、電話、FAX 等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。	(2) 退避の指示に伴う措置等 ア 安曇野市は、退避の指示を行ったときは、安曇野市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
55	P76-77 第3編第7章 第3	2 危険物質等に 係る武力攻撃 災害の防止		記載なし	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
56	P77 第3編第7章 第4	NBC 攻撃によ る災害への対処 等	(2) 国の方針に基づく措置の実施 安曇野市は、 内閣総理大臣が、関係大臣等 を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。	(2) 国の方針に基づく措置の実施 安曇野市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
57	P81 第3編第9章	1 保健衛生の確保	(1) 保健衛生対策 安曇野市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。 (3) 食品衛生確保対策 安曇野市は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。	(1) 保健衛生対策 安曇野市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。 (3) 食品衛生確保対策 安曇野市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
58	P82 第3編第9章	2 廃棄物の処理	(2) 廃棄物処理対策 ア 安曇野市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成30年環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	(2) 廃棄物処理対策 ア 安曇野市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正
59	資料編		一括削除し、「別冊資料集」として本編とは、切り離す。		資料集として再編成
60	資料編 P3		松本保健福祉事務所	松本保健所	名称の変更
61	資料編 P3		削除	松本保健所安曇野支所 安曇野市豊科4960-1 0263-72-2135	削除
62	資料編 P3		明科交番 安曇野市明科中川手3704-6	明科交番 安曇野市明科中川手4043-11	住所変更
63	資料編 P4		安曇野市豊科478 安曇野市豊科南穂高2577 安曇野市豊科2399	立石簡易郵便局 安曇野市豊科上鳥羽478 踏入簡易郵便局 安曇野市豊科南穂高踏入2577 吉野簡易郵便局 安曇野市豊科吉野2399	小字の削除
64	資料編 P5		東日本旅客鉄道(株)豊科駅 0263-71-1088 東日本旅客鉄道(株)明科駅 ※ 0263-30-6067 (松本駅) ※明科駅はNTT電話回線の引き込みが無い ため、松本駅へ連絡 東日本旅客鉄道(株)南豊科駅 0263-72-3118 東日本旅客鉄道(株)一日市場駅 0263-77-6190	東日本旅客鉄道(株)豊科駅 0263-72-2137 東日本旅客鉄道(株)明科駅 0263-62-2053 東日本旅客鉄道(株)南豊科駅 0263-72-2373 東日本旅客鉄道(株)一日市場駅 0263-77-2047	電話番号の変更
65	資料編 P5		東日本旅客鉄道(株)中萱駅 安曇野市三郷明盛2898-3	東日本旅客鉄道(株)中萱駅 安曇野市三郷明盛2989-6	住所変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
66	資料編 P5		東日本電信電話(株)長野支店 長野市新田町1137-5 026-225-4389	東日本電信電話(株)長野支店松本営業支店 松本市大手3-3-9 0263-34-9041	名称の変更 住所変更 電話番号変更
67	資料編 P5		中部電力パワーグリッド(株)松本支社安曇野営業所	中部電力パワーグリッド(株)安曇野営業所	名称の変更
68	資料編 P6		あずみ野エフエム放送株式会社	記載なし	④指定地方公共機関及びその出先機関の追加
69	資料編 P7		削除	市民税課	市民税課の削除
70	資料編 P9		削除 緊急交通路、道路の交通規制、迂回路等の実態把握に関する事	県関係機関との連絡体制に関する事 災害対策用資機材の整備に関する事 建設業者との連絡体制に関する事	【維持管理課】市の各部課等における平素の業務の記載変更
71	資料編 P9		削除 建設業者との連絡体制に関する事	緊急交通路、道路の交通規制、迂回路等の実態把握に関する事	【建設整備課】市の各部課等における平素の業務の記載変更
72	資料編 P9		避難指定都市公園の開設及び管理運営の管理及び整備に関する事	避難指定都市公園の管理及び整備に関する事	【都市計画課】市の各部課等における平素の業務の記載変更
73	資料編 P9		市営住宅の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制の整備 仮設住宅の建設、設計の調整に関する事 仮設住宅用地の選定の調整に関する事	市営住宅の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制の整備 仮設住宅の建設、設計の整備に関する事 仮設住宅用地の選定の整備に関する事	【建築住宅課】市の各部課等における平素の業務の記載変更
74	資料編 P9		文化課 文化施設、美術館、博物館施設等の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制整備	文化課 文化施設の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制整備 美術館、博物館施設等の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制整備	【文化課】市の各部課等における平素の業務の記載変更
75	資料編 P20		上 小	上 下	誤字の修正
76	資料編 P24		上伊那広域連合	伊那消防組合	名称の変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
------	----------------	-----	-----	----	-------